月　間　利　用　額	割　　引　　率
５千円を超え、１万円までの部分	20パーセント
１万円を超え、３万円までの部分	30パーセント
３万円を超える部分	40パーセント

(ﾛ)　契約単位割引

イ）高速国道

コーポレート契約に基づく利用者の月間利用額（２会社が管理する高速自動車国道の月間利用額と合算して計算する。）の合計が500万円を超え、かつ、利用者の自動車１台当たりの月間平均利用額（２会社が管理する高速自動車国道の自動車１台毎の月間利用額と合算して計算する。）が３万円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、10パーセントの割引を行う。

ロ）京葉道路、東京湾アクアライン及び首都圏中央連絡自動車道

コーポレート契約に基づく利用者の月間利用額（新湘南バイパス等の月間利用額と合算して計算する。）の合計が500万円を超え、かつ、利用者の自動車１台当たりの月間平均利用額（新湘南バイパス等の自動車１台毎の月間利用額と合算して計算する。）が３万円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、５パーセントの割引を行う。

１．(3)のうち、③及び⑧から⑩を削り④を③、⑤を④、⑥を⑤、⑦を⑥とし、⑥の次に次のとおり加える。

⑦　東京外環自動車道迂回利用割引

イ　割引をする自動車

次表の(A)に掲げる道路、(B)に掲げる東京外環自動車道の区間（以下「(B)に掲げる区間」という。）及び(C)に掲げる首都高速道路株式会社が管理する道路（以下「(C)に掲げる道路」という。）を(D)に定める方法により連続して通行し、ハに定める首都高速道路株式会社が管理するインターチェンジを入口又は出口として通行するＥＴＣ車（ただし、新倉ＰＡで転回する場合を除く。）。

なお、首都高速道路株式会社が管理する道路を通行するＥＴＣ車が、東京高速道路株式会社が管理する道路を連続して通行し、更に連続して首都高速道路株式会社が管理する道路を通行する場合は、これを１回の通行とみなすものとする。

	(A)	(B)	(C)
1	東北自動車道	美女木ジャンクションから川口ジャンクションまで	都道首都高速５号線、都道高速板橋戸田線及び埼玉県道高速板橋戸田線
2	東北自動車道	川口ジャンクションから三郷インターチェンジまで	都道首都高速６号線、都道高速足立三郷線及び埼玉県道高速足立三郷線
3	関越自動車道	大泉インターチェンジから川口ジャンクションまで	都道高速葛飾川口線及び埼玉県道高速葛飾川口線
4	常磐自動車道	川口ジャンクションから三郷インターチェンジまで	都道高速葛飾川口線及び埼玉県道高速葛飾川口線
5	首都高速道路株式会社が管理する埼玉県道高速さいたま戸田線	美女木ジャンクションから川口ジャンクションまで	都道高速葛飾川口線及び埼玉県道高速葛飾川口線

(D)
(A)に掲げる道路、(B)に掲げる区間、(C)に掲げる道路の順に連続して通行する場合は、(A)に掲げる道路と(B)に掲げる区間を１時間以内に通行し、(B)に掲げる区間と(C)に掲げる道路を２時間以内に通行するものとする。
(C)に掲げる道路、(B)に掲げる区間、(A)に掲げる道路の順に連続して通行する場合は、(C)に掲げる道路と(B)に掲げる区間を１時間以内に通行し、(B)に掲げる区間と(A)に掲げる道路を２時間以内に通行するものとする。

ロ　割引額等

(ｲ)　イの表中１及び２並びに４及び５の(B)に掲げる東京外環自動車道のインターチェンジ相互間

当該インターチェンジ相互間の料金の額を減じるものとする。

(ﾛ)　イの表中３(B)に掲げる東京外環自動車道のインターチェンジ相互間

当該インターチェンジ相互間の割引適用後の料金の額は、大泉インターチェンジと美女木ジャンクション相互間の料金の額とする。

ハ　対象インターチェンジ

首都高速道路株式会社が管理する都道首都高速１号線の宝町インターチェンジ及び京橋インターチェンジから銀座インターチェンジまでの各インターチェンジ並びに都道首都高速２号線の汐留インターチェンジ及び芝公園インターチェンジ並びに都道首都高速２号分岐線の飯倉インターチェンジ並びに都道首都高速３号線の霞が関インターチェンジ並びに都道首都高速４号線の丸の内インターチェンジから常盤橋インターチェンジまでの各インターチェンジ、神田橋インターチェンジ、北の丸インターチェンジ及び代官町インターチェンジ並びに都道首都高速４号分岐線の江戸橋インターチェンジ及び呉服橋インターチェンジ並びに首都高速道路株式会社が管理する道路と東京高速道路株式会社の管理する道路の接続部。

⑧　一般国道409号及び468号（東京湾横断・木更津東金道路）における割引

イ　割引をする自動車

東京湾アクアラインを通行するＥＴＣ車。

ロ　割引額

割引額（単位：円）は次表のとおりとする。

車　　種	割 引 額
軽自動車等	930
普　通　車	1,120
中　型　車	1,320
大　型　車	1,750
特　大　車	2,810

ハ　適用する期間

平成26年４月１日から平成29年３月31日までとする。

⑨　首都圏中央連絡自動車道における割引（激変緩和）

イ　割引をする自動車

ＥＴＣ車。

ロ　割引額

割引額（単位：円）は次表のとおりとし、(2)②ナに定める首都圏中央連絡自動車道の通行料金に適用する。